

～袋井市の防災事業及び自主防災隊の活動について～

日時：令和7年4月12日（土） 午前9時00分～

会場：袋井市役所東分庁舎「コスモス館」

【提出をお願いする期限と提出物について】

1 自主防災隊活動計画書・報告書

提出期限日	提出物等	提出先	対象	別冊 様式集
5月 26日（月）	「自主防災隊活動計画書」 ※提出が無い場合、補償の対象外となる可能性があります	危機管理課 又は 支所市民サービス課	自主防災 隊長	P 1
5月 26日（月）	マニュアル等の作成状況に関する アンケート	危機管理課 又は 支所市民サービス課	自主防災 隊長	P 5
5月 26日（月）	「自主防災隊保有防災資機材一覧表」 ※任意様式での提出も可能です	危機管理課 又は 支所市民サービス課	自主防災 隊長	P 6
7月15日（火） ～8月15日（金）	「水消火器借用申請書」 （総合防災訓練【8/31】で使用する場 合）	危機管理課 又は 支所市民サービス課	自主防災 隊長	P 15
10月14日（火） ～11月14日（金）	「水消火器借用申請書」 （地域防災訓練【12/7】で使用する場 合）	危機管理課 又は 支所市民サービス課	自主防災 隊長	P 15
3月 16日（月）	「自主防災隊活動報告書」	危機管理課 又は 支所市民サービス課	自主防災 隊長	P 3

※自主連合防災隊長などがとりまとめて提出する地区は、その指示に従って提出をお願いいたします。

2 自主防災対策事業補助金関連（本資料P5）

提出期限日等	提出物等	提出先	対象
4月 12日（土）	補助金の内示	—	該当する 自主（連合） 防災隊長
5月 19日（月）	「袋井市自主防災対策事業補助金交付 申請書」 	危機管理課 又は 支所市民サービス課	
	「自主防災対策事業補助金交付決定通 知書」の送付	—	
10月 17日（金）	自主防災対策事業補助金「事業実績報 告書」及び「補助金請求書」	危機管理課 又は 支所市民サービス課	希望する 自主（連合） 防災隊長
10月 3日（金）	自主防災対策事業補助金「令和7年度 購入計画書」	危機管理課 又は 支所市民サービス課	

※補助金関係の申請に必要な様式は、随時自主（連合）防災隊長へ郵送いたします。

目 次

I	自主防災組織の活動について	… P 1
1	自主防災隊防災資機材の点検整備について	… P 2
2	自主防（自治会）台帳の整備について	… P 2
3	研修会等の開催について	… P 2
4	袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別計画）について	… P 3
II	防火防災訓練時の補償について	… P 4
III	自主(連合)防災隊の防災資機材の購入補助について	… P 5
IV	袋井市自主連合防災隊別トランシーバーチャンネル一覧表	… P 10
V	可搬ポンプ・ろ水機の修理等について	… P 11
VI	大規模災害発生時における自主防災隊の活動について	… P 12
1	自主防災組織の必要性	… P 12
2	自主防災組織の役割	… P 12
3	自主防災隊などが参集するとき	… P 12
4	自主連合防災隊長・地域防災指導員・自主防災隊長の活動	… P 13
5	自治会の班単位等の安否確認	… P 15
6	市指定避難所への避難	… P 17
VII	水消火器の貸し出しについて	… P 19
VIII	地域防災対策会議等の開催について	… P 20
IX	令和 6 年度袋井市地域防災訓練本部・支部の取り組みについて	… P 21
X	危機管理部座席表	… P 22

各種参考資料などについては市ホームページ「自主防災隊」のページで検索できます。

掲載資料・自主防災隊活動・自主防災隊に関する各種様式

・自主防災対策事業補助金・ろ水機、可搬ポンプ、消火栓の取り扱い

・各種講習会（消防署）のご案内・袋井市避難所運営マニュアル など



I 令和7年度 自主防災組織の活動について

日時	場所	訓練名	対象者
4月12日（土） 9:00～12:00	袋井市役所東分庁舎 コスモス館	自主（連合）防災隊長会議 9:00～11:00 ろ水機・可搬ポンプ取扱講習会 11:00～12:00	自主連合防災隊長 地域防災指導員 自主防災隊長 ・・・など
6月1日（日） 9:00～12:00	袋井北地区	土砂災害防災訓練	土砂災害特別警戒区域及び警戒区域の指定地区に居住の市民
7月5日（土） 9:30～11:30	袋井市役所東分庁舎 コスモス館	総合防災訓練説明会	自主連合防災隊長 地域防災指導員 自主防災隊長 ・・・など
8月31日（日） 9:00～12:00	市内各所	総合防災訓練	全市民
10月4日（土） 9:30～11:30	メロープラザ	地域防災訓練説明会	自主連合防災隊長 地域防災指導員 自主防災隊長 ・・・など
12月7日（日） 9:00～12:00	市内各所	地域防災訓練	全市民
3月8日（日）	浅羽海岸沿岸地域	津波避難訓練	津波避難対象地域の市民 (浅羽南自治会連合会地区)
2月※ 開催日などについて 県で検討中	調整中	原子力防災訓練	笠原自治会連合会

・諸事情により中止や延期、会場変更となる可能性があります。

1 自主防災隊防災資機材の点検整備について

(1) 資機材の定期的な点検について

自主防災隊が保有する資機材は、定期的に点検しましょう。特に各自主防災隊にある、市から貸与している、可搬ポンプ・ろ水機の点検整備につきましては、防災資機材の性能を維持・管理するため、月1回程度の点検をお願いします。

また、市では、自主防災隊への防災資機材補助金制度を設けています。詳しくは、「防災資機材の購入補助について（P5）」を御参照ください。

(2) 「自主防災隊保有防災資機材一覧表」の提出について

市では県が定める「自主防災組織活動マニュアル（引継ぎ冊子）」に掲載されている防災資器材保有状況を把握するとともに、保有資機材一覧表を市ホームページで公開しますので5月26日（月）までに提出をお願いします。

2 自主防(自治会)台帳の整備について

各自主防災隊において、迅速かつ適確な防災体制を確立するためには、地域の住民を把握するとともに、資格者・技能者や災害時要援護者を把握しておくことが重要ですので、「自主防(自治会)台帳」の整備をお願いしています。

袋井市の自主防災隊における台帳の整備率※静岡県によるアンケート調査（令和5年度）
「世帯台帳」が72.5%（58自主防災隊）
「人材台帳」が21.3%（17自主防災隊）
「要援護者台帳」が73.8%（59自主防災隊）となっております。

昨今の個人情報保護の面から、差し支えない範囲で部分的に記入をいただくなど、「自主防(自治会)台帳」の整備・更新を行い適正な保管・管理をお願いいたします。

※「自主防(自治会)台帳（別冊様式集 P16～19）」は、市ホームページに掲載しています。印刷した物が必要な場合は、危機管理課までご連絡ください。

3 研修会等の開催について（防災講話の実施など）

日頃からの災害に対する備えや災害時の対応など、市民の防災意識の向上を図るため、危機管理課職員等が地域などに出向いて防災講話を実施しています。

講話を希望する自主防災隊は、「防災講話申込書（別冊様式集 P8）」袋井市防災センター3階 危機管理課へ提出してください。

※日時等を調整させていただく場合がありますので、御承知おきください。

4 袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別計画）について

例年、民生委員・児童委員、自治会長、自主防災隊長の皆様方の御協力をいただき、各地域で、要介護認定を受けている方や障がいのある方など、災害時に自力避難が困難となる要支援者の避難支援体制の整備を図るため、全自主防災隊で「災害時避難行動要支援者計画（個別計画）」を策定していただいています。

この計画は、要支援者の中で、家族や親戚などが身近におらず、災害時に避難の手助けを受けられない方を対象に、各自主防災隊単位で要支援者一人ひとりに対して、支援者を決めていただくもので、支援者となった方を中心に、災害時に要支援者の安否確認や避難支援等を行っていただくこととなります。

最新の情報を反映させるため、前年度の内容を基に毎年1度更新（9月予定）をお願いするとともに、要支援者及び支援者となる方の意見を聞き、自主防災隊長、自治会長及び民生委員・児童委員で協議の上、支援者を選定していただきますようお願いいたします。

詳細は、7月5日（土）に実施予定の総合防災訓練説明会で、改めて御説明します。

袋井市災害時避難行動要支援者計画（個別計画）策定までのスケジュール（案）

日 程	内 容	担 当 者
7月上旬 ～7月下旬	①個別計画書の配付（民生委員・児童委員の会議で依頼） ・新規作成依頼（個人情報提供の同意者） ・過去に作成済みの個別計画の更新依頼	市（しあわせ推進課） ↓ 民生委員・児童委員
～8月中旬	②個別計画の内容を本人に再確認 ・民生委員・児童委員が主体となり、戸別訪問などで、本人が在宅で、個人情報の提供に同意していることを再確認 ・確認後、個別計画を配布し、本人や代理人に記入していただく。 ※確認ができない場合は、市へ御連絡ください。 ③再確認し回収した個別計画を自主防災隊長に渡す	民生委員・児童委員 ↓ 自主防災隊長
8月中旬 ～9月上旬 9月上旬	④避難支援者の選定 ・自主防災隊長が主体となり、自治会長、民生委員・児童委員等と連携を図り、避難支援者の選定をお願いします。 ⑤個別計画の提出 ・自主防災隊長は、作成した個別計画を市へ提出してください。	自主防災隊長 ↓ 市（しあわせ推進課）
10月～11月	⑥個別計画の配布 ・市から民生委員・児童委員、自主防災隊長に個別計画を配布いたしますので、避難支援者、要援護者本人、自治会長に配布をお願いします。	市（しあわせ推進課） ↓ 左記関係者に配布
配布後 （作成後）	⑦個別計画の活用・更新 ・個別計画を利用した防災訓練を実施するなど、各地域で有効に御活用いただくとともに、随時更新もお願いいたします。	自治会長、自主防災隊長、民生委員児童委員

Ⅱ 防火防災訓練時の補償について

市では、自主防災隊などが行う防火防災訓練に参加した方が、万一、傷害を負われたり、傷害によりお亡くなりになるといったことが起こってしまった場合に、補償を受けられる制度に加入しています。【防火防災訓練災害補償等共済：(公財)日本消防協会】

1 補償の対象となる訓練

(1) 市や消防署が主催する防火防災訓練

(2) 自主防災隊などが主催する防火防災訓練

※但し、事前に「自主防災隊活動計画書（別冊様式集 P1）」により、市に届出があった防火防災訓練が対象になります。

2 補償の種類（防火防災訓練災害補償等共済契約約款による）

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 傷害により死亡した場合 | … 最高 5,000 万円 |
| (2) 傷害を受け、障害が生じた場合 | … 最高 5,000 万円 |
| (3) 医師の治療を受けるため、入院した場合 | … 3,500 円×日数（最大 90 日） |
| (4) 医師の治療を受けるため、通院した場合 | … 2,500 円×日数（最大 90 日） |

※ 但し、通院日数は1週間以上とする。

- | | |
|-------------------------|-----------------------|
| (5) 傷害を受け、それにより就業できない場合 | … 3,000 円×日数（最大 90 日） |
|-------------------------|-----------------------|

3 手続き

補償の対象となる事故が発生した場合には、速やかに、危機管理課（TEL：86-3701）へ御連絡ください。

Ⅲ 自主(連合)防災隊の防災資機材の購入補助について

市では、自主防災隊の防災資機材購入について、次ページに掲載しております資機材を対象に補助金を交付しております。

補助金につきましては、昨年10月に自主(連合)防災隊から御提出いただきました自主防災資機材購入計画書に基づき通知いたしますが、本年度は、市への要望額が予算枠を超えたため、調整をさせていただきましたので、御承知おきください。

なお、防災資機材につきましては、必ず補助金交付申請書を提出(5月19日(月)期限)していただき、補助金交付決定後(6月上旬)に購入をお願いいたします。

1 補助する金額

「購入金額」又は「補助基準価格」のどちらか少ない方の2/3

2 令和7年度分の手続きの時期等

①～⑦の順に手続きが進みます。

自主(連合)防災隊		市(危機管理課)	
内 容 等	提出期限等	内 容 等	実施予定時期等
①「購入計画書」の提出	令和6年10月(済)		
		②「補助金内示通知」の送付	4月12日(土) ※本日
③「交付申請書」の提出	5月19日(月)		
		④「補助金交付決定通知書」の送付	6月上旬
⑤「防災資機材の購入」及び「支払い」	—		
⑥ 購入後、速やかに 「事業実績報告書」 「補助金請求書」 「領収書の写し」 「購入資機材の写真」 を危機管理課へ提出 してください。	19月17日(金)		
		⑦「補助金交付確定通知書」の送付	補助金の口座振込 ※交付確定日から 2週間以内

3 その他

資機材を購入していただく際に業者の指定等はありませんが、下記の業者では、防災資機材を専門的に取り扱っていますので、参考に御紹介します。

業 者 名	住 所	電話番号
旭産業(株) 浜松営業所	浜松市中央区植松町1460-28	053-465-1218
平和産業(株)	浜松市中央区助信町24-22	053-471-5158
(株)日本防火研究所	浜松市中央区和田町701	053-461-1373

4 令和8年度購入計画書の提出について

令和8年度自主防災資機材購入計画書の提出依頼を9月中旬に行います。

令和7年度 自主防災対策資機材 購入基準（上限）額一覧表

※1				※2			
No.	品 目	基準(上限) 価格(円)	カタログ ページ	No.	品 目	基準(上限) 価格(円)	カタログ ページ
1	ワンタッチ腕章【5003】	1,000	101	52	ガスパワー発電機（エネボEU9iGB）【6570】	124,700	37
2	ヘッドライト【3306】	2,200	78	53	ガソリン携行缶（20L）【6579】	9,900	38
3	ハンドマイク【5015】	21,400	84	54	ハロゲン投光器 三脚付き【6221】+【6222】	30,800	40
4	携帯型デジタルトランシーバー（要登録）	63,400		55	LEDバルーン投光器【6566】	597,700	40
5	水中ポンプ	84,900		56	テント（2×3間型）屋根幕付き【6255】	293,900	87
6	街頭用消火器（20型）	17,000		57	テント（2×3間型）屋根幕+四方幕付き【6257】	491,900	87
7	街頭用消火器（10型）	11,500		58	クイックテント（四方幕なし）【6263】	239,800	86
8	街頭用消火器（6型）	9,600		59	ビニールシート【6531】	4,500	42
9	消火器格納箱 おもり付（10型1本用）	13,200		60	備蓄用トイレセット（200回分）【6117】	57,100	100
10	消火器格納箱 おもり付（10型2本用）	17,400		61	仮設トイレ（マンホールトイレ）【6780】	103,100	95
11	消火器格納箱 おもり付（20型1本用）	15,800		62	真空パック毛布（10枚）【8120】×10	88,000	91
12	消火用バケツ	2,300		63	防災用段ボールベッド【6376】	15,100	90
13	管鎗（噴霧ノズル付きホース筒先）	27,900		64	簡易間仕切り（段ボール製 6畳4部屋）【6340】	112,000	88
14	噴霧ノズル	13,200		65	災害用ベスト（ビブス）【5802】	4,300	101
15	二又分岐金具（分水器）	51,200		66	紙パンツ 成人用（男女兼用）【9252】	3,100	47
16	消火栓開閉金具 バルブキー	8,600		67	オムツ 子供用【9284】	2,000	46
17	防火水槽マンホール蓋開閉用ハンドル（大）	22,000		68	災害備蓄用生理用品【9236】	119,600	45
18	防火水槽マンホール蓋開閉用ハンドル（小）	7,200		69	災害備蓄用トイレトペーパー【6119】	7,300	97
19	消火用ホース（13K圧）	38,500		70	備蓄用ウェットティッシュ【6197】	900	45
20	消火用ホース（9K圧・消火栓用）	35,600		71	アルミ製ノーパンクタイヤ車いす【6615】	97,700	32
21	消火用ホース（13K圧・メンテナンスフリー）	61,900		72	アルファ米 5kg（50人前）×1袋／1箱【2146】	17,300	58
22	消火ホース格納箱 おもり付（2本用）	40,400		73	アルファ米 100g（1食分）×50袋／1箱【2144】×50	22,400	58
23	消火ホース格納箱 おもり付（4本用）	46,600		74	備蓄用クラッカー（20食×4）【2206】×4	17,300	55
24	平パール【6462】	5,900	36	75	保存水（500ml×24本）【2500】	4,500	66
25	脚アジャスト式二連梯子【6525】	126,200	36	76	防災用かまどセット（5升用）	67,700	
26	四脚アジャスト式兼用脚立【6513】	38,200	36	77	移動式炊飯器【4280】	382,800	73
27	折込みのこぎり【6469】	3,300	36	78	災害対策用鍋セット	22,800	
28	丸カケヤ【6461】	8,600	36	79	カセットコンロ【4232】	11,000	75
29	万能オノ【6120】	7,300	36	80	カセットガス（3本組）【4235】	1,400	75
30	ショベル【6471】	5,400	36	81	非常用飲料水タンク（20L）【4026】	3,000	71
31	バチツル（つるはし）【6474】	7,600	36	82	ウォータータンク（1,000L）【4325】	204,800	93
32	なた	8,300		83	土嚢用袋（200枚）【6550】×200	22,800	42
33	大ハンマー【6472】	7,300	36	84	吸水性土嚢（10L×50枚）【6552】×50	58,700	42
34	一輪車	15,300		85	止水板【6741】	40,400	42
35	レンジャーロープ（100m）	55,600		86	カラーコーン（重り付き）【6460】	4,900	37
36	誘導用ロープ（100m）【6545】	4,100	37	87	コーンバー（トラバー）	2,600	
37	チェーンブロック（2t）	65,700		88	防災倉庫（イナバ物置9.93㎡）【6433】	826,100	93
38	チェーンブロック用三脚	318,500		89	安否確認用旗等	800	
39	アルミ製折りたたみ式リヤカー【6302】	269,200	31	90	マスク（50枚/箱）	1,200	
40	爪付油圧ジャッキ【6480】	81,500	36	91	ニトリル手袋（箱）	3,800	
41	エンジンチェーンソー【6485】	67,000	36	92	防塵ゴーグル【7041】	1,700	50
42	ヘルメット【7001】	4,500	28	93	感染防護衣	2,400	
43	AED（自動体外式除細動器）	502,700		94	手指消毒剤（300ml）【9215】	2,100	44
44	担架【6008】	39,300	34	95	消毒噴霧器	15,700	
45	救急セット（50人用）【9930】	96,800	43	96	大型送風機	49,000	
46	救急セット（20人用）【9920】	52,800	43	97	空気清浄機	143,000	
47	LED強力ライト【3181】	6,400	78	98	ろ水機用 塩素薬品	1,600	
48	小型発電機（ホンダEU9i entry）【6295】	135,300	38	99	ろ水機用 試験薬	2,100	
49	大型発電機（ホンダEU24i）【6211】	291,500	38	100	ろ水機用 カートリッジ	20,900	
50	ポータブル電源【3508】	272,800	82	101	ろ水機用 薬液ボトル	5,400	
51	ポータブル電源用ソーラーパネル【3513】	72,200	82				

※1 基準(上限)価格は目安となる平均価格(税込)です。
 ※2 カタログは「社会福祉法人 東京都葛飾福祉工場(2024-2025)」です。

【補助対象とならない資機材の例】
 草刈り機、机、椅子、テレビ、DVDレコーダー、じゅうたん、ストーブ、扇風機、デジタルカメラ など

上記以外の資機材を購入したい場合は危機管理課までご相談ください

災害時における備蓄物資について

**能登半島地震でも、道路に多くの被害がありました！
南海トラフ地震発災時に、
物資が計画通りに届くとは限りません！！**



プッシュ型などの広域支援物資が届くまで…
各家庭、各自主防災隊での必要物資の
備蓄をお願いします。



静岡県の広域受援計画

●プッシュ型支援とは？

国が、被災府県からの具体的な要請を待たずに、被災地に必要不可欠な物資を調達し、県の広域物資輸送拠点へ緊急輸送し、県が市の地域内輸送拠点へ輸送するもの。



すべてを市の備蓄や自主防災隊の備蓄だけで、
まかなうことは難しい。



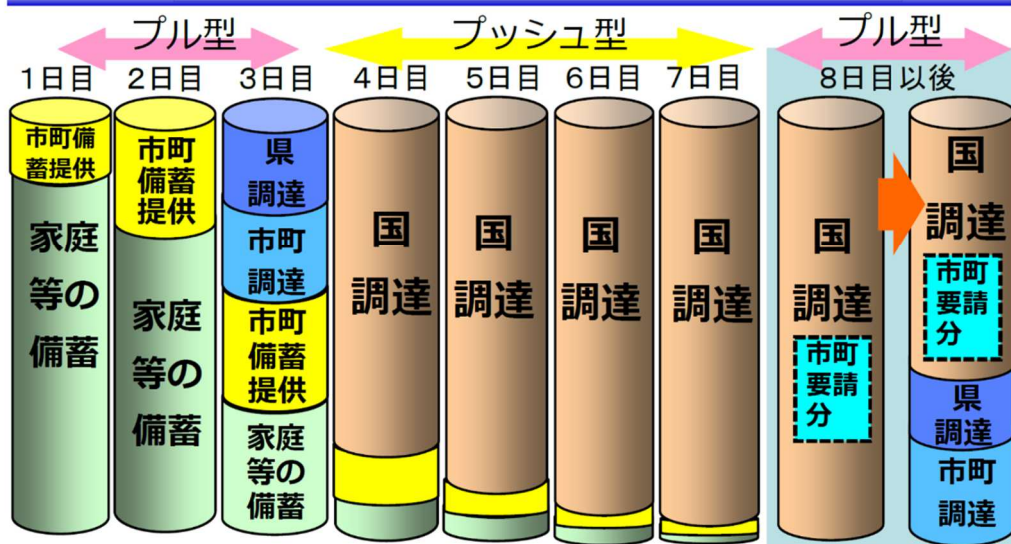
**発災から7日後までは、
家庭備蓄にて、対応が必要です！！**

(参考) 袋井市ホームページ 非常持ち出し品 →



能登半島地震の教訓から南海トラフ地震での袋井市の状況を考えよう！！

避難所における物資提供（イメージ）



出典 静岡県広域受援計画

水とトイレの備蓄をしましょう！！



能登半島地震では水道断水多発
最大断水戸数 137,040 戸！
1ヵ月半後も2割は断水中！
全戸断水解消は5か月後！

袋井市ではどうなる？
南海トラフ地震の被害想定では、
●上水道 100%断水！（直後）

1 水の備蓄（資機材No.75、81～82、98～101）



**水道施設及び導送水管が、使用できるまで！
国・他県からの支援が来るまで！**

① 各家庭で備蓄した水を使用する。（自助）

お願い

7日分の飲料水の備蓄をお願いします！



② 各地域にある耐震性防火水槽などから、各自主防災隊にある「ろ水機」を使用して給水する。（共助）

お願い

自主防災隊でろ水機の点検・訓練をお願いします！



←（参考）ろ水機・可搬ポンプ・消火栓の取り扱いについて

2 トイレの備蓄〔資機材No.60～61〕

<能登半島地震の現実>

外部から7日以内に提供された仮設トイレは、指定避難所数の6割のみ！
仮設トイレが設置されるまでは、備蓄していた携帯トイレや簡易トイレを使用！
（発災直後は避難所の9割が携帯トイレ、6割が簡易トイレ使用）

<災害時のトイレ問題>

- ①不衛生
- ②水分摂取を控え、関連死につながる
- ③心理的負担による不安



仮設・簡易トイレ配備数	
・ 仮設トイレ	3 2 3 基 (協定による応援含む)
・ 簡易トイレ	5 1 3 基
合計	8 3 6 基

市指定避難所での避難者数 26,240 人分（在宅避難者除く）に必要なトイレ数を配備しています。

在宅避難で、トイレが使えるように

簡易トイレ・携帯トイレを準備しましょう！

自宅でのトイレは、
精神的にも安心です。

① 家庭のトイレ備蓄（自助）

お願い

自宅等の被害が軽度で、避難所に避難せずに自宅等にいる場合、
停電、断水等により自宅のトイレが使えないことがあります。
7日分の簡易トイレや携帯トイレの備蓄をお願いします！

② 一次避難所（公会堂等）のトイレ備蓄（共助）

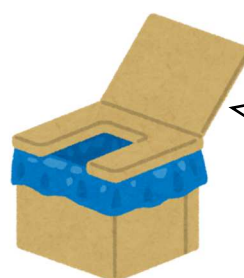
お願い

簡易トイレや携帯トイレ等は自主防災対策補助金の対象です。
活用して、各自主防災隊で備蓄をお願いします！

携帯トイレ
（既存トイレに
セットする。
凝固剤等）



簡易トイレ
（便座と凝固剤等
がセットになっ
たもの）



IV 袋井市自主連合防災隊別トランシーバーチャンネル一覧表

2025（令和7）年4月1日現在

自主連合 防災隊名	ch	自主 防災 隊数	駅前	浅北	方丈	宇刈	—	川井	浅東	東一	—	愛野	浅南	袋西	—	東二	呼出	高尾	今井	袋北	笠原	田原	浅西	三川	下山	ボラ	袋井	高南	—	豊沢	北四	上山	
			1 ch	2 ch	3 ch	4 ch	5 ch	6 ch	7 ch	8 ch	9 ch	10 ch	11 ch	12 ch	13 ch	14 ch	15 ch	16 ch	17 ch	18 ch	19 ch	20 ch	21 ch	22 ch	23 ch	24 ch	25 ch	26 ch	27 ch	28 ch	29 ch	30 ch	
駅前	1ch	4隊	●																														
浅羽北	2ch	7隊		●		○																		○									
方丈	3ch	5隊			●																			○									
宇刈	4ch	9隊		○		●			○				○										○										
—	5ch	—					—																										
川井	6ch	4隊						●																									
浅羽東	7ch	4隊				○			●										○	○				○	○						○	○	
袋井東一	8ch	9隊								●			○							○													
—	9ch	—									—																						
愛野	10ch	6隊										●												○									
浅羽南	11ch	8隊				○				○			●			○			○	○				○	○						○	○	
袋井西	12ch	3隊												●																			
—	13ch	—													—																		
袋井東二	14ch	3隊											○			●																	
呼出	15ch	—																															
高尾	16ch	5隊																●															
今井	17ch	11隊							○				○						●		○												
袋井北	18ch	16隊							○				○							●													
笠原	19ch	9隊				○													○		●			○	○							○	
田原	20ch	4隊																				●		○									
浅羽西	21ch	10隊																					●										
三川	22ch	6隊		○					○			○	○								○	○	○	●			○		○				
下山梨	23ch	3隊							○				○								○		○		●								
ボランティア本部	24ch	—																								●							
袋井	25ch	3隊																								●							
高南	26ch	8隊																						○			●						
—	27ch	—				○																		○	○				—			○	
豊沢	28ch	7隊																						○						●			
袋井北四町	29ch	4隊							○				○																		●		
上山梨	30ch	7隊							○				○								○		○									●	

1 ●印は、自主連合防災隊で使用するチャンネル

2 ○印は、自主連合防災隊間で混信しないチャンネル

3 市災害対策本部各支部を中心に半径4kmの円が重ならない場合を混信しないチャンネルとした。

4 トランシーバーは市からの貸与品ではありません。トランシーバーに関するお問い合わせは業者までお願いいたします。

取扱い業者：富士システム通信株式会社 掛川市南2丁目1-19 F Sビル 電話：0537-24-5350 ※他の業者でも対応できます

V 可搬ポンプ・ろ水機の修理等について

可搬ポンプ・ろ水機は、市からの貸与品ですので修理については、市で対応させていただき、修理費用も市が負担いたします。次のとおり手続きをお願いします。

必要書類提出先

袋井市防災センター 3 階

F A X の場合は危機管理課 86-5522 まで

1 可搬ポンプまたはろ水機の修理について（共に市からの貸与品）

- (1) 「可搬ポンプ修理依頼書（別冊様式集 P9）」または
「ろ水機修理依頼書（別冊様式集 P9）」 を市へ提出

- (2) 業者との日程調整（平日のみ業者が保管場所まで出張します）

業者から自主防災隊へ連絡をしますので、修理日程等を打合せてください。修理は、業者が保管場所へ出張し、その場で修理または、一時回収して修理します。

一時回収した場合は、修理後に業者から自主防災隊へ連絡後、返却いたします。

自主防災隊のご連絡先は、自主防災隊長に限らず、平日に対応が可能な方をお願いいたします。

※市が修理費用を負担する範囲（可搬ポンプ）…可搬ポンプ本体、台車、吸管（蛇籠含む）

※市が修理費用を負担する範囲（ろ水機の）…ろ水機本体

2 その他

消防ホースにつきましては、修理は行うことが出来ないため、購入していただいております。

消防ホースについては、P6の自主防災対策事業補助金の対象資機材になります。

「可搬ポンプ・ろ水機」の修理については、必ず危機管理課災害対策係に御相談ください。【問合せ先】危機管理課 災害対策係（Tel：86-3701）

VI 大規模災害発生時における自主防災隊の活動について

1 自主防災隊の必要性

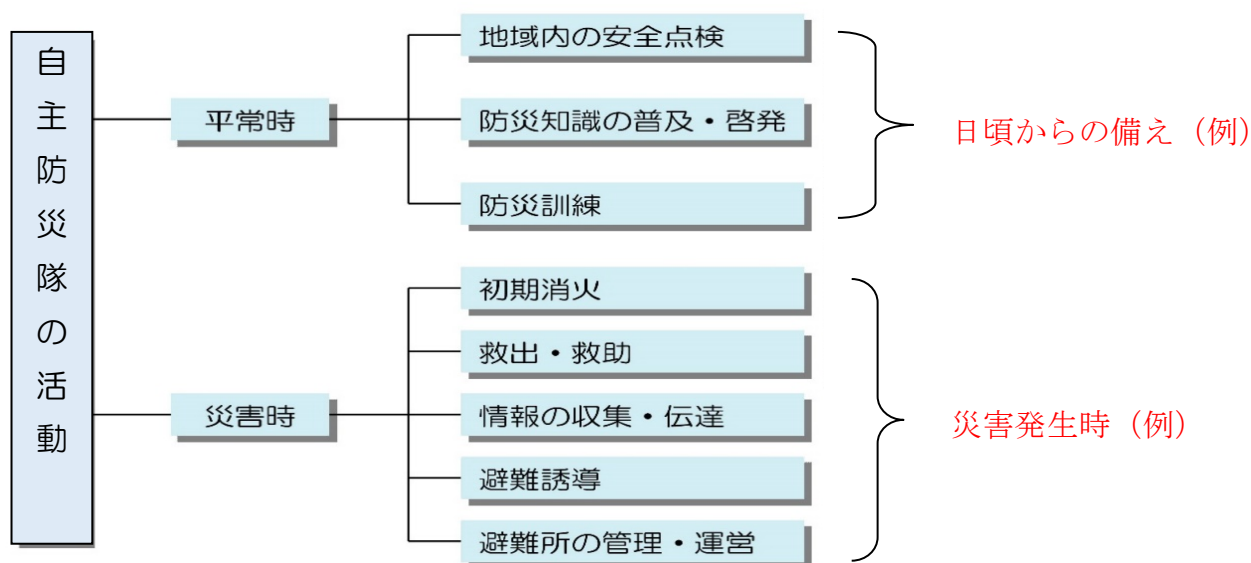
南海トラフ地震や風水害等から自分や家族の命を守るためには、普段から十分な対策を講じておくなくてはなりません。

ひとたび災害が発生すると、個人や家族の力だけでは限界があり、このような時、毎日顔を合わせている隣近所の人達が集まり協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが必要です。

災害発生時はもちろん、日ごろから地域の皆さんと一緒に防災活動に取り組むための組織これが「自主防災隊」です。

2 自主防災隊の役割

自主防災隊は、大規模な災害が発生した際、地域住民が的確に行動し被害を最小限にするために日頃からの備えを行い、実際に災害が発生した際には、初期消火活動、避難所の運営といった活動を行うなど、非常に重要な役割を担っています。



3 自主防災隊などが参集するとき

市では、大規模災害発生時に「袋井市災害対策本部」を袋井市防災センターに開設します。それと同時に、市内 19 箇所に「市災害対策本部の支部」を開設します。

「市災害対策本部の支部」には、市職員が配置されるほか、自主連合防災隊長と地域防災指導員にも参集していただき、市と自主防災隊との間の連絡調整をしていただきます。

※参集基準などについては、次ページを参考にしてください。

【 参集基準（①～③のいずれかの場合は、所定の場所に参集） 】

①市内で震度4以上の地震を観測

市役所・浅羽支所に設置された震度計で計測した震度が袋井市の震度として、テレビ・ラジオなどで発表されます。

②市災害対策本部、各支部が開設

台風などにより災害対策本部及び支部が開設されたときは、同報無線やメローねっとでお知らせします。

③市全域にわたって大きな災害が発生、若しくはおそれのあるとき、又は全域でなくても被害が特に甚大と予測される時

台風などにより災害対策本部及び支部が開設されたときは、同報無線やメローねっとでお知らせします。

次の場所へ
参集！

市職員
(〇〇支部職員)

参集

自主連合
防災隊長

参集

地域防災
指導員

参集

自治会長

参集

自主
防災隊長

参集

防災委員など
(※1)

参集

市災害対策本部〇〇支部(小学校など)へ参集

〇〇自主防災隊 災害対策本部(公会堂など)へ参集

(※1) 地域によって、参集するメンバーは異なります。

※災害対策本部及び支部の開設状況は、各種気象情報（警報や避難情報等）は、メローねっと（袋井市情報配信サービス）で配信しますので、事前にメローねっとの登録をお願いします

4 自主連合防災隊長・地域防災指導員・自主防災隊長の活動

（１）自主連合防災隊長及び地域防災指導員の対応内容

ア 管内の各自主防災隊との連絡調整

イ 各自主防災隊からの被害情報収集及び管内の被害状況の把握

ウ 市災害対策本部の支部との連携

自主防災隊と災害対策本部の支部との間で、双方の要望・依頼の調整をお願いします。また、各地域の事情に精通した立場から、袋井市災害対策本部及び支部の災害対応に助言を与えてください。

エ 避難所の管理運営

オ その他災害対応に必要な事項

※自治会連合会長が自主連合防災隊長を兼務していない地区については、事前に自治会連合会長と参集基準及び対応内容等について協議しておいてください。

（２）自主防災隊長の対応内容

ア 被害情報の収集及び住民の安否確認

イ 初期消火、救出・救助活動

ウ 負傷者等の応急救護、救護所への搬送

負傷者が発生した場合は、自主防災隊で救護所への搬送を行ってください。また、処置を終えて帰ることができるようになるまでの間、どなたかが必ず付き添うようにしてください。

エ 管内の被害情報の収集及び把握

オ 管轄する市災害対策支部への被害状況の報告

「被害状況報告書 様式第 8-2 号（別冊様式集 P11）」に被害状況を記入し、伝令など（無線連絡可）により「市災害対策本部の支部」に参集している自主連合防災隊長へ報告してください。

※詳細な情報（被災者氏名、被害状況など）で報告をお願いします。また、被害がない場合でも、必ず被害が無い旨の報告をお願いします。

カ 避難行動要支援者の避難支援

「袋井市避難行動要支援者計画（個別計画）」に従って要支援者の安否確認などを行ってください。

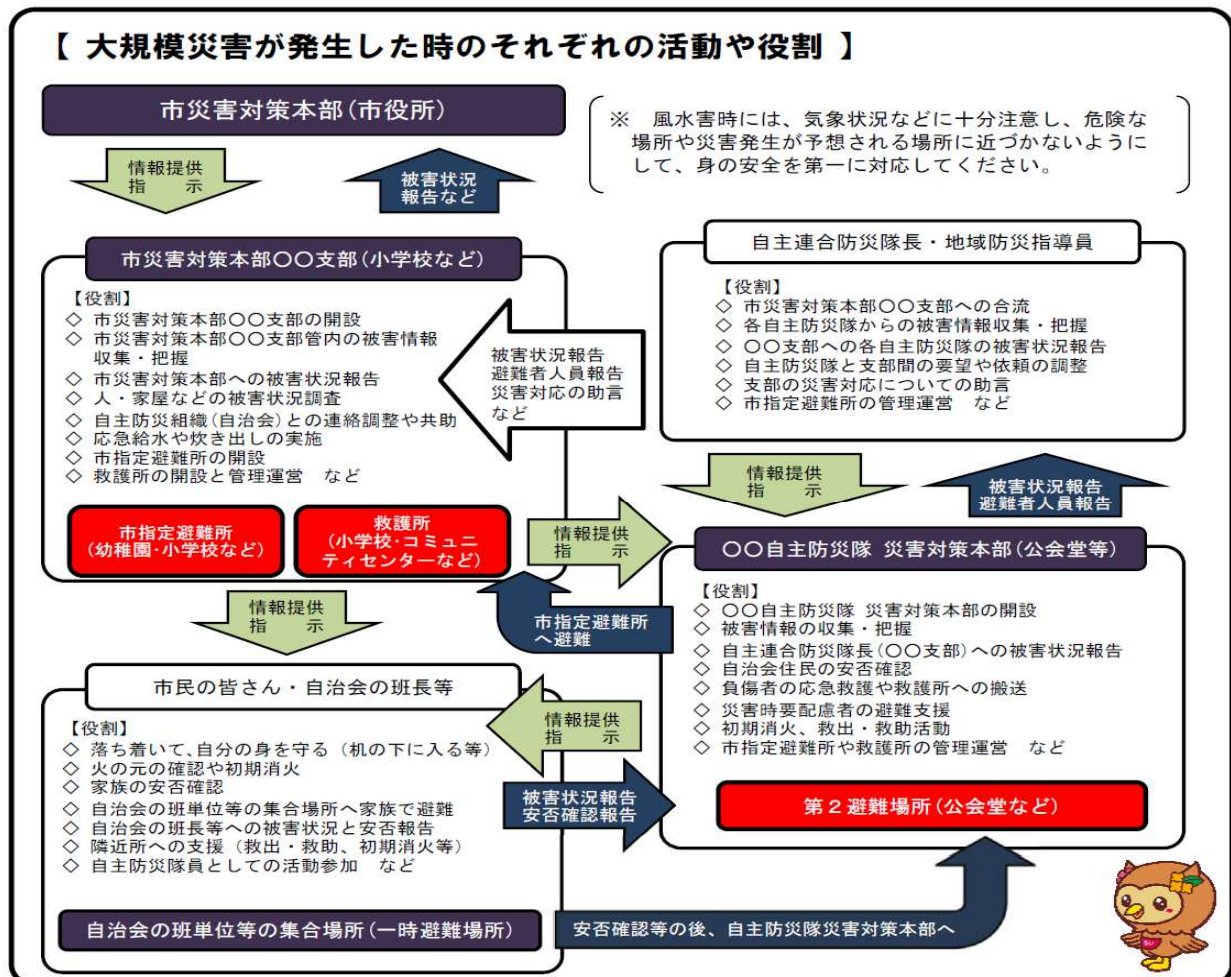
キ 必要に応じた避難活動

自治会の中で、市指定避難所への避難が必要な方が生じたときは、避難する際に、「避難者人員報告書 様式第 8-1 号（別冊様式集 P10p）」にて、「市災害対策本部の支部」に参集している自主連合防災隊長へ避難を要する人員を報告してください。

家屋の倒壊等の恐れが無い場合は、自宅で生活していただくことも可能であり、必ず市指定避難所へ避難を促す必要はありません。

※自宅で避難生活を送っている住民がいる場合には、袋井市災害対策本部の支部へお知らせをしてください。

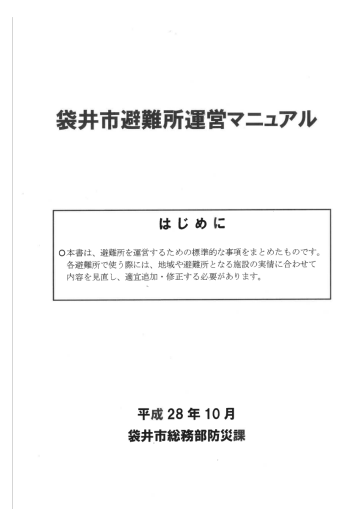
ク 避難所の管理運営



(3) マニュアルの引継ぎについて（お願い）

次の①～③のマニュアルについては、役員交代の際などは引継ぎをお願いします。

- ①地域防災活動マニュアル【県】 ②避難所運営マニュアル【県】 ③避難所運営マニュアル【市】



5 自治会の班単位等の安否確認 (※P16 参照) 【9月、12月防災訓練重点項目】

(1) 班単位等の安否確認のねらい

大規模地震発生時に、いち早く住民の皆さんの安否確認や救出・救助を行うには、自治会の班単位等で安否確認を実施することが効果的であることから、自治会の班ごとに集合して直接安否確認を行うものです。

(2) 班単位等による安否確認の流れ【P16 参照】

ア 自治会の各班単位等で定めた集合場所へ、地震が発生（震度4以上など）した場合には、班員全員が集合場所に集まってください。

（黄色い旗などで、安否を伝える方法でも結構です。）

イ 地震発生時には、班単位の集合場所で、班長等が班内の世帯員の安否状況を聞き取り調査し、「班別安否確認報告書※内容調整中」に取りまとめてください。

ウ 班長等は、班員から聞き取り調査した結果を公会堂等の自主防災隊・災害対策本部に報告してください。

エ 無事であった班員は、班内の安否不明者の所在確認や必要に応じ救出・救助を行ってください。また、班員全員が無事だった場合には、協力できる方は、自主防災隊本部へ集まり、自主防災隊活動に協力してください。

オ 特に一人暮らしの高齢者など、災害時の避難に支援が必要な方がいる世帯には、積極的に声を掛け、安否確認を行ってください。

カ 自主防災隊役員は、把握した安否情報を基に、自主防災隊・災害対策本部（公会堂等）に集合した班員と協力して、自治会住民の搜索、救出・救助活動及び初期消火等を行ってください。

※詳細は7月5日（土）総合防災訓練説明会で説明します。

班単位等による安否確認の流れ

9月、12月防災訓練重点項目

事前準備

- ① 自治会の各班単位で集合場所（一時避難場所）を決めておいてください。
- ② 自治会の各班毎の人数を把握（できる範囲）をしておいてください。

地震発生 震度4以上

- 落ち着いて、自分の身を守る。（机の下に入る。家具やガラス面から離れるなど）

発生直後

揺れがおさまったら

- 火元を確認し、出火していたら初期消火する。
- 家族の安否等を確認する。

班単位の 集合場所へ

- 各地区毎による安否報告（黄色いハガキ等）を実施する。
※自宅を離れる時は、施錠や行き先の表示など
- 班単位の集合場所（一時避難場所）へ全員が避難する。

津波のおそれがある場合

【班単位での活動】

- 安否状況や被害状況の確認（班長等が班員から聞き取り調査を行い取りまとめてください）

※安否状況：「①班別安否確認報告書※内容調整中」、

「被害状況：被害状況報告書※内容調整中」に取りまとめてください。

- 各班で取りまとめた安否情報や被害情報を自主防災隊災害対策本部へ報告してください。

【災害発生時の活動】

安否等の確認（①家族は全員無事か。②自宅の被災はあるか。③周辺で火事や家屋倒壊などはないか等）を行ってください。また、一人暮らしの高齢者など、災害時の避難に支援が必要な方がいる場合は、班員が積極的に声を掛け、安否確認を行ってください。

なお、安否不明者がいる場合、火災や家屋倒壊等がある場合など、被害がある場合は、まずは、自主防災隊災害対策本部に救援要請を行ってください。

※自治会住民は、班内の安否が確認できたら自主防災隊災害対策本部に集まり、自主防災隊員として地区内の災害応急活動（共助）に従事してください。

◆ 安否不明者がいる場合

無事であった住民による搜索活動や、自主防災台帳を活用して、関係先への安否確認等を行ってください。

■ 火災や家屋倒壊等がある場合

自主防災隊本部からの救援を待ちつつ、無事だった住民により、手近な機材を使用しての初期消火・救出救助を行ってください。

報告及び
救援要請

救援に
向かう

自主防災隊本部（第一次避難所：公会堂等）

- 各班から報告された安否情報を「②自主防災隊別安否確認報告書※内容調整中」に取りまとめ、市災害対策本部の支部に参集している自主連合防災隊長へ報告してください。
- 自主防災隊で対応しきれない被害が起きた場合などは、市災害対策本部の支部へ救援要請を行ってください。
- 把握した安否情報・被害状況をもとに、集まった人手と自主防災隊の資機材を活用し、搜索、救出・救助、消火活動を実施してください。（自治会内の共助）
- 公会堂等での避難生活が困難となり、市指定避難所に避難が必要になった場合は、市災害対策本部の支部に参集している自主連合防災隊長に連絡し、災害対策本部の支部から開設する市指定避難所の連絡を受けた後に、市指定避難所に避難を開始してください。

市指定避難所へ避難

市指定避難所（小学校、コミュニティセンター、幼稚園等）

避難は津波でんこ！

6 市指定避難所への避難

【9月、12月防災訓練重点項目】

災害により自宅が大きな被害を受け、公会堂などでの避難生活が困難となった場合には、市指定避難所に移動して避難生活をしていただくこととなります。

その場合には、自治会を管轄する市災害対策本部の支部や自主連合防災隊長などと避難人員の連絡を取り市指定避難所へ避難していただくことが必要となります。

市指定避難所への避難の流れ

9月、12月防災訓練重点項目

地震発生
震度4以上

- 自宅が倒壊・焼失するなどし、生活の場を失ってしまった。
- 自宅の離れや近所の親戚宅など身近に身を寄せられる場所もない。

↓
避難所への避難が必要になる。

班単位の
集合場所へ

- 班長に被害状況の報告、避難所へ避難を希望する旨を連絡する。
- 班長は自主防災隊本部へ報告する。
- 避難を要する人は、自主防災隊本部（公会堂等）へ避難する。

自主防災隊本部（公会堂等）へ避難する。（第一次避難所）

自主防災隊本部
（公会堂等）

- 公会堂等で避難生活ができるならば、公会堂等で避難生活を開始

↓ 不可能な場合

市指定避難所へ避難する

- 自主防災隊長は、自治会内で市指定避難所への避難が必要な人が何人いるか取りまとめ集計する。
- 「様式第8-1号「避難者人員報告書」に避難希望者数を記入し、災害対策本部の支部へ報告する。

市指定避難所へ避難する場合は、市災害対策本部の支部へ連絡する。

市災害対策本部
の支部

- 管内自主防災隊から、「様式第8-1号「避難者人員報告書」にて市指定避難所への避難要請を受ける。



- 市指定避難所の収容人数、避難所までの距離・所要時間等を勘案し、どの避難所を開設するか協議・決定する。
- 開設を決定した避難所へ支部の職員を派遣し、避難者受け入れ体制を整える。
- 市災害対策本部へ避難所開設の連絡

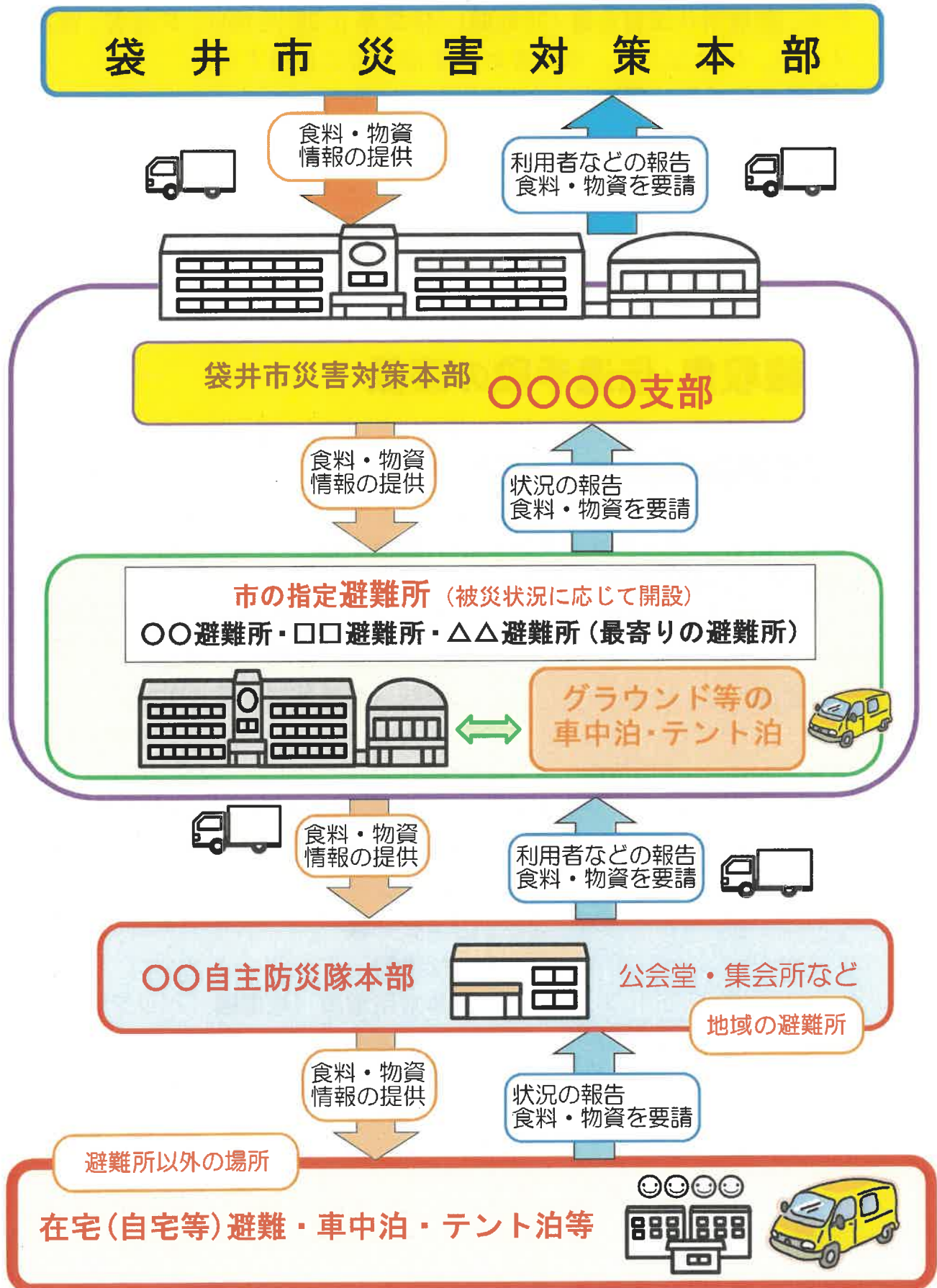


- 自主防災隊へ、避難所の受け入れ体制が整ったことを連絡する。
「〇〇避難所で受け入れが可能となりましたので、〇〇避難所へ避難を開始してください。」

支部から受け入れ可能の連絡を受け、市指定避難所へ避難を開始する。

市指定避難所（小学校、コミュニティセンター、幼稚園等）

8 避難所以外の場所に滞在する人々に物資や情報を届けるためのしくみづくり



Ⅶ 水消火器の貸し出しについて

防災訓練などで消火訓練を行う場合は、水消火器を貸出しています。

(1) 貸し出しの対象

総合防災訓練（8月31日(日)）や地域防災訓練（12月7日(日)）、それ以外で各地域が実施する訓練

(2) 申請方法

借用を希望する日の一週間前（総合防災訓練や地域防災訓練で使用する場合は、事前に決まった期間（本資料参照）までに、「水消火器借用申請書（別冊様式集 P15）」を危機管理課又は浅羽支所市民サービス課へ御提出ください。

(3) 貸し出し・返却方法

総合防災訓練（8月31日(日)）、地域防災訓練（12月7日(日)）への貸し出しは希望が多い場合は本数を調整し、貸し出し本数を通知にてお知らせいたします。防災センターで貸出期間にお受け取りください。返却についても防災センターへ期間までに御返却ください。（希望が多い場合は、本数を調整させていただきますので、希望の本数とならない場合があります。）

《参考》粉末消火器の廃棄について

粉末消火器の廃棄処分の方法には、次のような方法があります。

- ① 新しい消火器を購入する際に古いものを引き取ってもらう。
- ② 防災資機材取り扱い業者に、有料で回収してもらう。

業者によっては回収を受け付けていない場合もありますが、次に掲載した3業社には、有料での回収を行っていることを確認しています。

業 者 名	住 所	電 話 番 号
旭産業(株) 浜松営業所	浜松市中央区植松町1460-28	053-465-1218
平和産業(株)	浜松市中央区助信町24-22	053-471-5158
(株)日本防火研究所	浜松市中央区和田町701	053-461-1373

また、消防団で消火器の販売・詰め替え・回収を行っているところもあります。

取扱いについては、地元消防団にお問い合わせください。

※市役所・消防署では消火器の処分は行っておりません。

VIII 地域防災対策会議等の開催について

1 地域防災対策会議等の開催について

(1) 目 的

災害応急対策を迅速かつ適切に行うため、市災害対策本部の各支部 19 地区で、支部管内の自主（連合）防災組織や自治会・自治会連合会と支部職員（市職員）、地区内防災関係機関（避難所職員）などによる地域防災対策会議を開催し、災害時等における相互の連携強化を図るとともに、各地区で策定した地震対策の取組を実践する。

(2) 開催時期について

次の時期及び必要に応じて開催してください。最低 3 回は開催するようお願いします。

※開催時期は目安です。

ア 年度当初（5 月）

顔合わせ、自主防災隊の活動について（自主防災隊の参集基準や役割、避難所運営等）、防災訓練等の年間活動計画、前年度の活動内容を踏まえた、今年度の地震対策の取組について など

イ 総合防災訓練前（7 月）

総合防災訓練（8 月 31 日（日））の実施内容の検討

ウ 地域防災訓練前（10 月）

地域防災訓練（12 月 7 日（日））の実施内容の検討

活動事例

①袋井東地区「命を守る防災隊」による避難所運営訓練

②袋井北地区「防災ワークショップ」開催

③豊沢地区「避難所運営体制の組織化」

(3) その他

会議の名称を「地域防災対策会議」としてありますが、会議名については、各地区の既存の会議名を継承していただいて結構です。

Ⅸ 令和6年度 袋井市地域防災訓練 本部・支部の取り組み

それぞれが「考動」する防災訓練 ～自助・共助・公助で高め合い備え合う地域防災づくり～

1 訓練日程 令和6年12月1日（日）午前9時00分から正午

2 安否確認結果 59, 253人／87, 974人（67.4%）

3 訓練内容

（１）災害対策本部訓練

市災害対策本部では、大規模災害での被害を想定した図上訓練を実施しました。過去の大災害の教訓から発災時を想定した初動態勢の見直しや業務継続計画（BCP）の策定などを行った他、被害想定・付与情報をもとにした各班の対応訓練を 실시、施災害発生時の体制強化に取り組みました。

（２）支部訓練（自主連合防災隊・支部）

災害対策本部の19の支部では、自主連合防災隊長・支部長を中心に、災害時に住民一人ひとりが、それぞれが考え、行動することができるよう、地域と行政が一緒になって訓練を計画し、住民参加型の避難所設営訓練や応急救護訓練など、様々な訓練を実施しました。

能登半島地震の教訓から、ろ水機を活用した給水訓練や災害ボランティアへ参加した中学生（未来createClub）による啓発訓練を実施しました。



未来createClubによる

防災啓発



ろ水機を活用した給水訓練



自衛隊員による応急救護訓練



簡易トイレの設営



住民主体の避難所設営訓練

【取り組み事例】

- 1 宇刈地区（支部）での応急給水訓練 【上水道班】
- 2 川井・下山梨地区（支部）での中学生と連携した訓練 【学校教育班】
- 3 医療救護計画の検討、救護所の現地確認 【救護衛生班】
- 4 排水機場の止水栓の設置方法 【農政班】
- 5 市内福祉避難所視察 【要配慮者支援班】
- 6 豊沢防災倉庫視察 【商工班】

【取り組み事例】

- 1 中学生（未来createClub）による啓発訓練 【川井支部、下山梨支部】
- 2 ろ水機を活用した給水訓練 【三川支部】
- 3 簡易トイレ設営訓練 【袋井支部】
- 4 袋井消防署員による応急救護訓練 【袋井北支部】
- 5 陸上自衛隊による応急救護訓練 【笠原支部】
- 6 住民による避難所設営 【袋井東支部】

X 令和7年度袋井市危機管理部 座席表

〒437-0012

袋井市国本2907番地

袋井消防庁舎・袋井市防災センター3階

bousai@city.fukuroi.shizuoka.jp

危機管理課長

すずき かずひろ

鈴木 一弘

SUZUKI Kazuhiro

危機管理部長

わたなべ こうじ

渡邊 浩司

WATANABE Kouji

【災害対策係（消防団担当）】

TEL:0538-86-5577

FAX:0538-86-5522

【災害対策係】

TEL:0538-86-3701

FAX:0538-86-5522

【防災減災推進室】

TEL:0538-86-3703

FAX:0538-86-5522

主 査

くの かつや

久野 勝也

KUNO Katsuya

主 査

まつうら しょう

松浦 奨

MATSURA Sho

会計年度任用職員

にしな めぐみ

仁科 めぐみ

NISHINA Megumi

補佐兼災害対策係長

しもはた こうじ

下畑 広二

SHIMOHATA Kouji

主 任

しらくら せいや

白倉 誠也

SHIRAKURA Seiya

主 事

ふじえ まさる

藤江 潤

FUJIE Masaru

主 事

ひらおか さくや

平岡 朔弥

HIRAOKA Sakuya

会計年度任用職員

かも ももか

加茂 桃蘭

KAMO Momoka

参事兼防災減災推進室長

こんどう みつのぶ

近藤 光信

KONDOU Mitsunobu

事務官

ほんだ よしかつ

本多 芳勝

HONDA Yoshikatsu

主 査

やまだ ゆういち

山田 悠一

YAMADA Yuichi

会計年度任用職員

ひらの ちよこ

平野 千代子

HIRANO Chiyoko

副主任（事）

すぎむら はるか

杉村 春香

SUGIMURA Haruka